

## 青山学院大学FD規則（制定）

（2009年3月26日 理事会承認）

（趣 旨）

**第1条** この規則は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条の3に基づき、青山学院大学（以下「本学」という。）全体の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取り組みであるファカルティ・ディベロップメント活動（以下「FD活動」という）について必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

**第2条** 本学のFD活動を適切に実施するため、次の委員会を置く。

(1) 全学FD委員会

(2) FD推進委員会

2 全学FD委員会は、FD活動を円滑に運営するために必要な事項等を審議する。

3 FD推進委員会は、FD活動の企画、立案及び実施に必要な事項等を審議する。

4 全学FD委員会及びFD推進委員会について、構成、審議事項等、その運営に必要な事項は、別に定める細則による。

（所 管）

**第3条** この規則は、学務部教務課が所管する。

（改廃手続）

**第4条** この規則の改廃は、全学FD委員会、学部長会及び教授会の議を経たのち、常務委員会及び理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

**附 則**

この規則は、2009年3月27日から施行する。